

## 第7章 チリ - 影響力の大きい部門別業界団体 -

著者	北野 浩一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	7
雑誌名	FTAの政治経済学 - アジア・ラテンアメリカ7カ国のFTA交渉
ページ	223-250
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00017148">http://hdl.handle.net/2344/00017148</a>

## 第 7 章

### チリ

#### －影響力の大きい部門別業界団体－

北野 浩一

---

#### はじめに

世界的に GATT-WTO 体制から地域経済統合や二国間協定の動きが強まるなかで、チリはいち早く世界に自由貿易協定 (FTA) の網を張り巡らす政策へと転換を遂げた国として注目される。

1980 年代までは、チリはむしろ GATT 体制による多国間 (マルチラテラル) 主義に強く依存していた。市場メカニズム信奉の強い政策集団によって政策が立てられ、差別的関税制度など物品の価格にゆがみをもたらす制度を徹底して排除する政策がとられていたからである。同時に、銅を除いては世界貿易のなかで大きな比重を占める製品はないものの、国民経済に占める輸出の割合は 40% と高く、対外輸出が経済発展の要であったからである。貿易政策は、輸入代替政策から一次産品関連産業を中心とした輸出促進政策に切り替えられ、持続的な経済成長のためには、海外の輸出市場の拡大が不可欠であったといえる。

しかし、1980 年代末からの国際貿易環境は、多国間主義が高いリスクをはらむことを印象づけた。ヨーロッパや北米での地域経済統合の成立、また人権問題によるチリの輸出産品の欧米市場からの排除により、最恵国待遇 (MFN) に依存しつづけることができない状況となった。さらに WTO 交渉での農産品貿易をめぐる先進国と途上国の間の意見の対立と、

それによる交渉の遅れは、一次産品加工工業を伸ばしたいチリにとって大きな不安材料となった。このため、チリは多国間主義を進めると同時に、積極的に FTA の締結による貿易市場の確保を図ることとなった。

FTA 重視への転換は、通商政策へ関与するアクターにも変化を及ぼした。1980 年代までの軍事政権下では、大統領による統制主義の強い政治・経済体制であった。経済政策では大蔵省と ODEPLAN（国家計画局）のテクノクラートの発言力が強く、外務省の権限は限定されたものであった。また民間部門の関与もほとんどなかったといえる。しかし、1990 年の民政移管後は、外務省を中心に通商政策が立てられ、また業界団体を中心とした民間部門の関与も非常に活発になっている。

本章は、チリの FTA 政策をアクターに注目して分析することを目的とする。公的部門では行政と議会、民間部門では業界団体などを取り上げ、FTA を中心とした通商政策過程にどのように関与したかをみる。チリの政策過程においては、業界団体の関与が強いことをあげることができるが、それぞれの役割、および影響力の行使の仕方を中心に明らかにしたい。

構成は以下のとおりである。まず、チリの FTA 戦略・政策について、多国間主義から二国間主義への転換を軸に述べる。すでに多くの国と FTA を締結しているが、とくに 2000 年代に締結された欧州、米国、韓国との FTA について、その内容と効果をみる。次に、各アクターに注目して通商交渉過程を分析する。最後に 2007 年 3 月 27 日に署名された日本との EPA（経済連携協定）を取り上げ、交渉の過程と業界団体の役割について述べる。

## 第 1 節 チリの FTA 戦略・政策

### 1. 二国間協定重視政策への転換

チリは 1973 年のピノチェト将軍によるクーデタ以降、貿易の自由化を積極的に推進してきた。それ以前のアジェンデ政権までは、ほかの多くの

ラテンアメリカ諸国と同様に輸入代替政策をとり、国家による産業振興を図る一方、高い貿易障壁を設けて先進工業国からの輸入を制限してきた。民間企業を重視する政策をとったピノチェト政権では、対外開放政策へと180度転換し、関税率の均一化（フラット化）と関税引き下げを行い、比較優位にもとづく貿易の振興を図っている。1980年代初めの国際金融危機では、チリでも多くの大企業や銀行が破産するなど大きな被害を被り対外開放政策は一時中断したが、1980年代の半ばからは再び為替レートの切り下げと非伝統的輸出品<sup>(1)</sup>の振興による輸出促進政策により安定した経済成長を達成している<sup>(2)</sup>。

そのため、1980年代の終わりから主要輸出市場において地域貿易圏が形成され、チリがそこから排除されることは政府にとり大きな課題であった。まずアメリカにおいて、果実に対する「マーケティング基準」や「販売基準」という形で、大きさや色、包装に規制がかけられたことは非関税障壁となった。さらに、1989年にフィラデルフィアでチリ産ブドウに毒がみつかり、チリからの輸出品すべてに禁輸措置がとられた。このほかにも、1987年にチリにおいて国際的労働基準を満たしていない、ということをも理由に最恵国待遇を剥奪する、AFL-CIO（アメリカ労働総同盟・産業別組合会議）の訴えが認められている。このようなチリに対する貿易制裁の動きは、チリの企業家に、これまでの軍政による自由貿易政策の継続の限界と映った（Porrás [2003]）。これが、1989年のピノチェト大統領の継続を問う国民投票での敗因のひとつともいえる。

1990年からの民主主義政権下では、通商政策の原則は「開かれた地域主義」であった。これまでの一方的（ユニラテラル）な開放政策を維持するとともに、周辺国および欧米先進国との経済関係の強化を二国間（バイラテラル）協定や地域協定といった手段で推進する、というものである（Silva [2001]）。民政に移行しても、経済政策に対するオーソドックスな原則を重視するグループは、特定の国との貿易のみ関税が引き下げられることによる価格のゆがみを発生させないユニラテラルな自由化政策に固執していたため、一方的な関税の引き下げと、二国間協定交渉を同時に進めるためには、「開かれた地域主義」は有効なスローガンであったといえる

(Sáez [1999])。

チリにおいて FTA が推進された理由は細野 [2001] に従えば 3 点あげることができる。第 1 に、軍政下の人権侵害への批判による国際的な孤立状態からの脱却である。ヨーロッパや米国において、人権問題 NGO を中心としたチリ産品の不買運動などが起きたため、両地域を主たる海外市場とするチリは打撃が大きかった。また、1980 年代はアルゼンチンなど周辺諸国との間で国境問題や領土問題による軍事的な緊張を続けていた。その後 1990 年の民政移行により、欧米からの政治的な支援や、すでに民主化を進めていた周辺国との関係改善など、外交関係を緊密化するための条件が整っていた。

第 2 に、ユニラテラルな自由化、あるいはマルチラテラルな自由化による貿易・投資の促進が限界に来たことがあげられる。チリは、1973 年の軍事クーデタまでは国内保護政策が強く、直後の 1973 年 12 月の関税は最高で 220%、最も多く適用されている関税率（最頻率）は 90%、平均でも 94% と高率であった。クーデタ後は直ちに自由化が実施されて、基本的には 1975 年までには関税率が引き下げられるとともにばらつきも抑えられ、ほとんどの非関税障壁も撤廃された。その後も関税率は段階的に引き下げられていったが、1979 年 6 月には、ほぼすべての輸入品目に一律 10% の関税を適用するというフラット関税が導入された。しかし、1970 年代の終わりにインフレーションを抑える目的で導入された固定為替レート制は、実質為替レート的大幅な増価をもたらした。そのため輸出が伸び悩む一方輸入は急増し、海外の資金も大量に流入するようになった。1982 年にメキシコに端を発する国際金融危機により、チリに貸し出しを行っていた外国銀行の融資は急に停止され、経済は崩壊した。倒産する企業を救うため、フラット関税を維持しつつも関税は引き上げられ、1984 年には 35% に達している（表 1）。経済が安定し始める 1985 年からは再び関税は引き下げられ、1991 年には 11% のフラット関税という、低率で税率の差によるゆがみの少ない関税体系となっていた<sup>(3)</sup>。そのため、1990 年代初めには、すでに、これ以上のユニラテラルな自由化による経済効果は見込みにくい状況にあったといえる。

表1 チリの関税体系の推移

(単位：%)

	最高税率	(適用割合)	最頻率	(適用割合)	平均関税率
1973年12月31日	220	8.0	90	12.4	94.0
1974年3月1日	200	8.0	90	12.4	90.0
1974年3月27日	160	17.1	70	13.0	80.0
1974年6月5日	140	14.4	60	13.0	67.0
1975年1月16日	120	8.2	55	13.0	52.0
1975年8月13日	90	1.6	40	20.3	44.0
1976年2月9日	80	0.5	35	24.0	38.0
1976年6月7日	65	0.5	30	21.2	33.0
1976年12月23日	65	0.5	20	26.2	27.0
1977年1月8日	55	0.5	20	24.7	24.0
1977年5月2日	45	0.6	20	25.8	22.4
1977年8月29日	35	1.6	20	26.3	19.8
1977年12月3日	25	22.9	15	37.0	15.7
1978年6月	20	21.6	10	51.6	13.9
1979年6月	10	99.5	10	99.5	10.1
1983年3月23日	20	99.5	20	99.5	20.0
1984年9月22日	35	99.5	35	99.5	35.0
1985年3月1日	30	99.5	30	99.5	30.0
1985年6月29日	20	99.5	20	99.5	22.0
1988年1月5日	15	99.5	15	99.5	15.0
1991年1月1日	11	99.5	11	99.5	11.0

(出所) Hachette [2000].

第3に、チリはラテンアメリカ統合連合（ALADI）の加盟国であるが、これによって主要ラテンアメリカ諸国とのFTA締結に際してはGATT第24条への対応が容易であったことが指摘できる。「授権条項」が適用されるALADIの傘の下で行うFTAは、ALADIの補完協定であるため、GATT違反になることを免れる、という利点がある。さらに、1980年代に入って、ラテンアメリカ自由貿易連合（ALALC）からALADIに再編成されるときにルールが変更され、加盟国間で行うバイラテラルな自由化は、ほかの国に均霑<sup>きんてん</sup>する必要がなかった。

## 2. 二国間協定の締結の推進

チリが締結した初期の二国間協定は、ALADIの枠内のACE（経済補

完協定)型であった。相手国はラテンアメリカ域内諸国を相手とし、初期は物品貿易で自由化する対象品目のみを定めたポジティブリスト方式、後に特定の例外品目を除いて、ほかは自由化を行うネガティブリスト方式となった(表2)。

最初の二国間協定は、アルゼンチンとの間のACEである。1990年8月にチリとアルゼンチンの大統領が協議の開始に合意し、翌年に締結された。物品貿易・投資の自由化が取り決められ、関税は交渉によって段階的に引

表2 チリのFTA締結状況

発効日	締結相手国	協定	備考
1991年3月18日	アルゼンチン	ACE (No.16)	物品貿易の自由化、1996年メルコスールACEに統合。
1992年1月1日	メキシコ	ACE (No.17)	物品貿易の自由化、1999年にFTAに移行。
1993年7月1日	ベネズエラ	ACE (No.23)	物品貿易自由化(100品目のネガティブリスト)、サービス貿易自由化の約束。
1993年7月7日	ボリビア	ACE (No.22)	部分的な関税引き下げ。
1994年1月1日	コロンビア	ACE (No.24)	物品貿易(ネガティブリスト)、サービス貿易、投資協定へ拡充の約束。
1995年1月1日	エクアドル	ACE (No.32)	物品貿易自由化、サービス貿易、投資協定へ拡充の約束。
1996年10月1日	メルコスール	ACE (No.35)	12品目の除外、輸入割当制、価格バンド制の維持。
1997年7月5日	カナダ	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定。
1998年7月1日	ペルー	ACE (No.38)	物品貿易自由化、サービス貿易、投資協定へ拡充の約束。
1999年8月1日	メキシコ	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定。知的財産権、紛争処理、検疫。
2002年2月14日	コスタリカ	FTA	物品貿易の自由化、他の部分は継続協議。
2002年6月3日	エルサルバドル	FTA	物品貿易の自由化、他の部分は継続協議。
2003年2月1日	EU	AAE	物品・サービス貿易自由化、投資協定、知的財産権、紛争処理、経済協力、その他。
2004年1月1日	米国	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定、知的財産権、紛争処理、労働、環境、その他。
2004年4月1日	韓国	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定、知的財産権、経済協力、その他。
2004年12月1日	EFFTA	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定。
2006年10月1日	中国	FTA	物品・サービス貿易自由化、投資協定。
2006年11月8日	P4 (ニュージーランド・シンガポール・ブルネイ)	AAE	物品・サービス貿易自由化、投資協定。
2007年9月3日	日本 ペルー		2007年3月署名。 国会審議中。

(注) 協定のACEは経済補完協定、AAEは経済協力協定を指す。

(出所) Direconホームページ (<http://www.direcon.cl>, 2007年2月16日アクセス), および Hachette [2000] に加筆。

き下げられ、さらにこれを補完する形で農牧畜産品、エネルギー、鉱産物に関する両国の協力および相互の投資の保護について合意された。農産物を相互に供給するとともに、アルゼンチンから太平洋地域へ、およびチリから大西洋側への輸出を容易にすることがめざされた。一方、エネルギーではアルゼンチンのガス・パイプラインによってネウケン州からチリのコンセプション市に向けて最低 500 万立方メートルの天然ガスを供給することを約束している（細野 [1995]）。

メキシコとの二国間協定は、1990 年 9 月に協議が開始され、1992 年に発効した。これは、すでに存在していた ALADI の部分的協約（Acuerdo de Alcance Parcial: AAP）第 37 号に代わって、ACE 第 17 号として締結されたものである。この協定にもとづいて両国は最高関税率を 10% とし、1992 年以降毎年 2.5% ずつ段階的に関税を引き下げ、自動車などを除いて 1996 年に完全自由化すること、さらに非関税障壁の撤廃、投資の推進とサービス分野における協力、航空および海上輸送の自由化などを行うことが定められた。

1993 年 4 月にはベネズエラとの二国間協定（ACE 第 23 号）が署名された。この協定は、メキシコとの協定との共通性が高く、1997 年までに二国間貿易の品目数で 90% の関税を廃止することが約束された。1993 年 12 月にはコロンビアとの協定（ACE 第 24 号）も署名され、この協定により二国間貿易の品目数で 40% の関税引き下げが行われることとなった。このほか、ボリビア、エクアドルとも二国間協定が結ばれ、さらに、1996 年には南米の主要 4 カ国が加盟するメルコスール（MERCOSUR）<sup>(4)</sup> との ACE も実現している。

1990 年代後半からの二国間協定は、物品貿易の自由化のほかに、サービス貿易や投資協定、知的財産権等の規定も含む NAFTA の内容に準じた FTA へと移行した。最初の FTA は、1997 年にカナダとの間で実現した。これは非常に包括性が高いもので、サービス貿易、投資、知的財産権などに関する規定が含まれており、紛争処理に関する規定も検討されている。さらに、2 年後の 1999 年のメキシコとの協定では、政府調達や金融サービスに加え、技術の標準化、植物検疫も含んだ、より包括性の高い協定と



なっている (Kuwayama [2003])。

2000年代に入ってからもちリの二国間協定推進の姿勢は変わらなかった。1999年末の大統領選挙で当選したリカルド・ラゴスは社会党出身であることから、当初貿易自由化政策の継続に対する懸念があったが、政権に就くと選挙前の公約どおり前政権の「開かれた地域主義」政策を一層押し進める姿勢を明らかにした (Fuentes [2006])。2003年にはEUとの経済協力協定を締結し、また翌2004年には長年の懸案であった、米国とのFTAを締結するに至っている。またアジアとの二国間協定締結にも前向きで、2004年4月には韓国と、さらに2006年10月には中国とのFTAを締結するに至っている。

### 3. 2000年代のFTAの内容と評価

チリは2000年代に入り主要貿易相手国との貿易協定締結を優先させてきた。表3には、1999年からの貿易相手国・地域別の輸出入額の比率を示してあるが、2005年にはすでに輸出額の65.3%、輸入額の76.7%を貿易協定締結国との間で行っている。とくに2000年代になって発効したEUとは輸出の23.4%、米国は16.6%、韓国は5.7%を占め、輸出比率の高い国々であることがわかる。また新たに貿易相手国として比重の増してきた中国とは2006年10月にFTAが発効しており、さらに2007年9月の日本とのEPA発効により、約80%の貿易額を占めることになる。

以下では、2000年代にFTAが締結され貿易の比重も大きいEU、米国、韓国とのFTAを取り上げ、それぞれの協定内容の特徴を示し、協定締結の評価を行う。

#### (1) EU

EUとチリの協定は2002年に署名され、翌年2月1日に発効した。物品やサービスの自由化だけでなく、政府、議会、および民間部門の間の緊密な対話を図る政治分野、また経済、金融、科学・技術部門における協力の促進、と広範囲にわたる。

表3 チリの貿易額の推移

輸出額 (%)							
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
貿易協定締結国	72.4	69.6	73.0	70.7	67.9	66.0	65.3
カナダ	1.1	1.3	1.5	1.5	2.0	2.5	2.7
韓国	4.3	4.4	3.2	4.0	5.0	5.8	5.7
米国	19.4	17.3	19.0	20.7	18.0	15.4	16.6
メキシコ	3.9	4.4	4.7	5.2	4.5	4.2	4.0
中米	0.6	0.6	0.8	1.0	1.3	1.2	1.0
アンデス共同体	6.7	6.7	7.8	7.6	6.3	5.0	5.1
EFTA	1.0	0.9	1.2	0.8	0.6	0.6	0.3
メルコスール	9.6	9.3	8.6	5.6	5.9	6.3	6.3
EU15 カ国	25.9	24.6	26.0	24.2	24.2	24.9	23.4
新 EU 加盟国	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
審議中	3.4	6.0	6.8	8.6	10.6	12.0	13.0
P 4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
中国	2.3	4.9	5.8	7.0	9.0	10.3	11.3
インド	0.6	0.7	0.7	1.0	1.1	1.3	1.3
非締結国	27.6	30.4	27.0	29.3	32.1	34.0	34.7
日本	14.3	13.8	12.1	11.0	11.1	11.9	11.7
輸入額 (%)							
貿易協定締結国	81.3	79.9	81.2	79.9	80.4	77.1	76.7
カナダ	2.9	3.0	2.6	2.0	1.9	1.6	1.4
韓国	2.9	3.2	3.3	2.8	3.1	3.1	3.6
米国	21.6	19.8	17.8	16.3	14.6	15.2	15.8
メキシコ	4.1	3.7	3.3	3.0	2.7	2.8	2.6
中米	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
アンデス共同体	5.7	5.9	5.0	4.7	4.9	6.0	6.3
EFTA	1.2	0.9	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7
メルコスール	22.1	25.8	29.0	30.6	33.6	31.6	29.4
EU15 カ国	20.3	17.1	18.9	19.2	18.5	15.7	16.5
新 EU 加盟国	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
審議中	5.5	6.4	7.0	7.8	7.9	8.9	9.2
P 5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
中国	4.7	5.6	6.2	7.0	7.3	8.2	8.5
インド	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
非締結国	18.7	20.3	18.8	20.1	19.6	22.9	23.3
日本	4.5	4.2	3.5	3.5	3.6	3.6	3.4

(注) 貿易協定は ACE, FTA および EU との経済統合である経済協力協定 (AAE) を含む。

(出所) Direcon [2006a].

EU 原産品に対するチリの輸入関税は、ほとんどの品目は即時撤廃したが、農産物の一部が5年後あるいは10年後の撤廃となった。ただし、一部の品目は関税割当となり、また価格バンド<sup>(5)</sup>対象品目(小麦、小麦粉、食用油、砂糖)は対象外となった。一方チリ原産品のEUへの輸出は、10年後に農産品の80.9%、水産物の90.8%の関税が撤廃される。即時撤廃されるのは、アスパラガス、リンゴ、ナシ、ブドウなど全輸出品目数の47%であり、生鮮トマト、トマトペースト、ワイン、ブドウ果汁、果実保存品など42%は4年後に撤廃となった。サケ・マスなど一部の品目は7年後の撤廃で、豚肉など重要な影響が見込まれるものは10年後の撤廃となった。さらに、関税割当としては、ニンニク、サクランボ調製品、マッシュルーム、穀物フレークが、またリンゴ、ナシなど生鮮果実は従価税による季節関税、さらにブドウは季節ごとの関税割当となった。

外務省による調査(DIRECON [2006b])では、協定が締結された2003年から2005年の間にチリからEUへの輸出は73億ドルから143億ドルへ96%伸びた。とくに国際的な価格高騰の続く銅の輸出額は124.7%増加した。またチリの輸入額の増加は64.2%にとどまっている。

また、直接投資では大きな進展がみられる。2003年から2005年の間にEUからチリへの投資金額は52億ドルに達した。とくにスペインの電力会社であるエンデサ社は21億5000万ドルと、全投資額の約半分に上る。また同じスペインの通信会社であるテレフォニカ社は、携帯電話子会社に対して13億6000万ドルを投資した(DIRECON [2006b])。

## (2) 米国

米国との協定は、米国の国内政治問題からファスト・トラック(貿易自由化交渉権)が失効したこともあり、1990年代後半に開始された協議が非常に長引いて、締結が危ぶまれていた。2000年代に入り、ラゴス大統領による積極的なイニシアチブもあり、協定は2003年6月に署名され、2004年1月発効に至っている。内容は、(1)物品・サービス、政府調達段階的自由化、(2)投資の保護と紛争処理メカニズム、(3)知的財産権保護、(4)金融サービスへの参入、(5)環境および労働分野の補完協定、

と多岐にわたる。

市場アクセスでは、チリの輸出品目の80%以上が協定発効時に関税がゼロになり、全畜産品については4年以内に関税撤廃となった。また、米国からの輸出品目に対しては、75%以上が4年以内に撤廃される。

関税撤廃は12年のスケジュールで実施され、関税割当と特別セーフガードが導入されている。特別セーフガードは、国内産業へのFTAの影響緩和のために米国の要求により取り入れられたもので、設定した価格よりも輸入価格が低くなった場合に、追加輸入税を課す。チリからの輸出品目に対しては、生鮮ブロッコリ、ニンジン、ホウレン草、タマネギ粉、アボカド、メロン、サクランボ、トマト、キノコ、アスパラガス、果実、トマトソースなど多くの農産品が対象品目に含まれることになった。また関税割当の対象品目は、牛肉、鶏肉、七面鳥、チーズ・バターなど乳製品、アボカド、砂糖、タバコ、アーティチョークの加工品が含まれた。一方米国からの輸入品は、特別セーフガードには霊長類・鯨等の肉、鶏卵、コメ、米粉、小麦、また関税割当は、牛肉、鶏肉、七面鳥となった。チリが有している価格バンド制度の対象品目である小麦、小麦粉、砂糖、植物油についても、12年後に関税撤廃される。

米国とのFTAの効果として、輸出入が急増したことがあげられる。チリ外務省によると、2005年の輸出は協定が締結された2004年と比べ、35.1%増の65億ドルに達した。一方輸入は38.8%増の47億ドルである(DIRECON [2006c])。輸出の多角化も進み、銅の割合は25%にとどまった。

さらに、米国の政府調達にチリ企業の参入もみられるようになった。チリ企業により道路凍結防止用の塩や公立学校の備品を納入するケースが出てきている。

### (3) 韓国

韓国とのFTA交渉は農産品の取り扱いで難航したが、2002年に合意に達し、2003年2月に署名された。貿易品目の約95%が10年以内に関税を撤廃する。チリからの輸出品は、銅地金を除くすべての工業製品と配合飼料・小麦など224品目の農産品の関税が即時撤廃される。しかし農産品の

うち即時撤廃は全体の16%で、その他の多くの農産品には、5～16年の猶予が設けられた。またニンニクやタマネギなど391品目は再協議となり、焦点となったリンゴとナシ、コメは関税撤廃の対象外となった。

一方、韓国からの輸入品に対しては、自動車、コンピュータ、携帯電話など2300品目の関税が直ちに撤廃され、自動車部品、石油化学製品など2100品目の関税は5年かけて撤廃となった。チリが価格バンド制を維持している小麦、小麦粉、食用油、砂糖については関税削減の対象外となった。

チリ側の調査によると、チリから韓国への輸出はFTAが実施された2004年に前年比67.4%、2005年は同27.3%増加した(DIRECON [2006d])。輸出品目は銅、メタノール、モリブデン鋼、紙・パルプ製品、豚肉製品などで、FTA締結後新たに海産物や果実、ワインなどが輸出されるようになった。

貿易以外の面での協定の効果もでてきた。韓国からの直接投資は、大宇電子による現地販売子会社設立のための980万ドルの投資が目ざされ、ほかにも家電や鉱業、林産業などの投資も有望視されている。経済協力では、韓国の技術者がチリの電信電話局、経済協力庁(AGCI)などに対し、インターネット通信に関する技術支援を行った。

## 第2節 チリのFTA政策決定過程

### 1. 行政部門

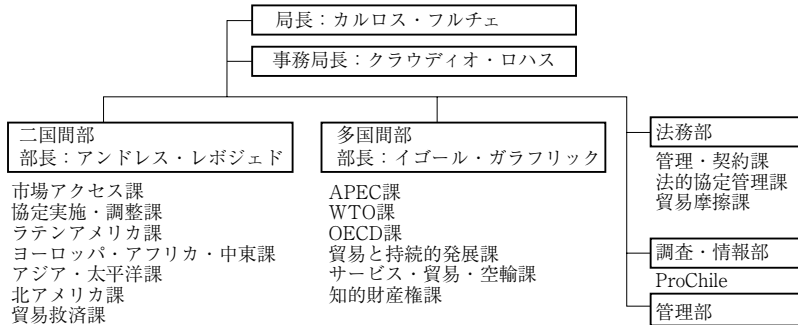
行政府において、通商交渉の方向性を決めるうえで最高権限を有するのは大統領である。大統領によって打ち出された外交の方向性は、外務省、大蔵省、経済省および農業省が実行にあたっている。これら4機関は、従来交渉権限や資源配分が明らかではなかったために、省庁間での競争が激しく調整はなされていなかった。地域協定については、外務省が主務官庁となっていたが、1960年代までの外務省は形式主義で、職能専門化され、政治的な判断が常に優先されていた(Porrás [2003])。1973年以降の自由

化政策のなかで、外務省の権限は大幅に削減され、大蔵省や経済省が経済面を中心に外交政策に深く関与するようになった。またピノチェト政権下ではシカゴボーイズと呼ばれる若い経済学者たちが大統領側近で政策立案に深くかかわって (Valdés [1995]), 官僚として経済学者が重用されるようになり、大蔵省や、ODEPLAN (国家計画局) など政策立案を担当する省庁において合理性や効率が重視された。このような経済学者が政府の重要ポストを占める傾向は、1990年からの民政下でも継続している。

外務省を改革する動きは、国際経済関係総局 (DIRECON) の創設を定めた法令である 1978 年の D.L. 161 (大統領令 161 号) に始まる。DIRECON は、組織的には外務省の下にあるが、機関の運営や資金に関しては高い独立性を有し、大統領が打ち出す通商政策の直接の実施主体となる。1990 年代の民主化後は、権威主義の時代と異なり、行政府に透明性や、異なる利害関係の調整役としての役割が求められたが、それまでの DIRECON が有していた資源だけでは、世界中に拡大した通商交渉に対応することが難しくなった。そのため、通商交渉を地域別に分け、ラテンアメリカを外務省、アジア太平洋は経済省、そして欧州・北米は主として大蔵省というように担当を定めた (van Klaveren [1998])。同時に、1992 年に国際経済関係省庁委員会 (Comité Interministerial de Relación Económicas Internacionales) を設立し、通商交渉において常に発生する省庁間の意見対立の調整を図った。国際経済関係省庁委員会は大統領府と連携して、国際経済関係に関する政策の立案と調整を行った。

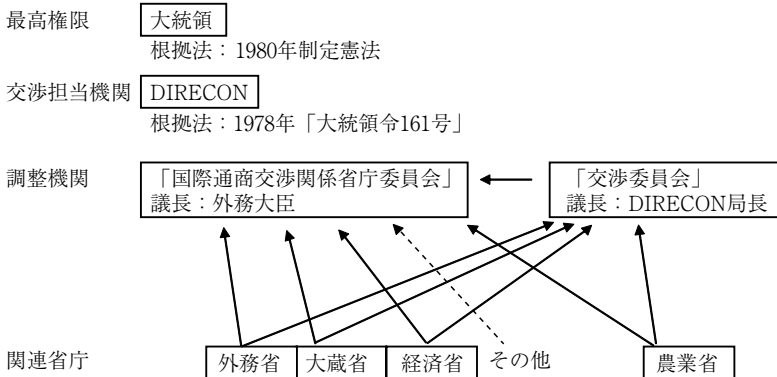
1994 年から始まるフレイ政権では、通商政策の一元化を図るため、権限を DIRECON に集中する動きがみられた。また DIRECON の組織を改編し、通商協定の交渉、実施、紛争処理に対応することを可能にした。参考にされたのは、メキシコの商務工業振興省 (SECOFI) の NAFTA 交渉部と米国の通商代表部 (USTR) であった。これらの組織に合わせて、DIRECON は、アジア太平洋課、ヨーロッパ・アフリカ・中東課といったように市場アクセスや各地域の管轄部署と、WTO、OECD など多国間関係やサービス、知的財産権、環境といったテーマ別の部署からなっている (図 1)。

図1 国際経済関係総局（DIRECON）の組織



(出所) Direconホームページ (<http://www.direcon.cl/>, 2007年2月16日アクセス) より。

図2 通商交渉にかかわる行政部門



(出所) 筆者作成。

このような DIRECON の改編にあわせて、関係省庁の調整機構も変更された。図2には通商政策にかかわる行政部門を示してあるが、国際通商交渉関係省庁委員会 (Comité Interministerial de Negociaciones Económicas Internacionales) と交渉委員会 (Comité de Negociación) が新たに設置された。前者は国際経済関係省庁委員会が1995年に改編されたもので、外務大臣が議長となり、大蔵省、経済省と大統領府事務局長が参加す

るものであったが、後にすべての関係省大臣が参加するようになった。大統領を補佐し、具体的な政策を提言することを目的とする。一方、交渉委員会は、DIRECONの局長が議長となり、大蔵省、経済省、農業省の担当者により構成される。そのおもな目的は交渉の経過を分析し、関係省庁委員会に議題を提起することにあるが、特定セクター担当省として農業省のみが入っていることは政治的な影響力の結果といえる（Porrás [2003]）。

政府の通商交渉体制の改編は、各省庁内にも変化を及ぼした。たとえば、農業省では通商交渉担当部署を新設している。また通商交渉で新たなテーマとして、環境政策が発生した際には外務省内に環境部が設置されている。

## 2. 立法部門

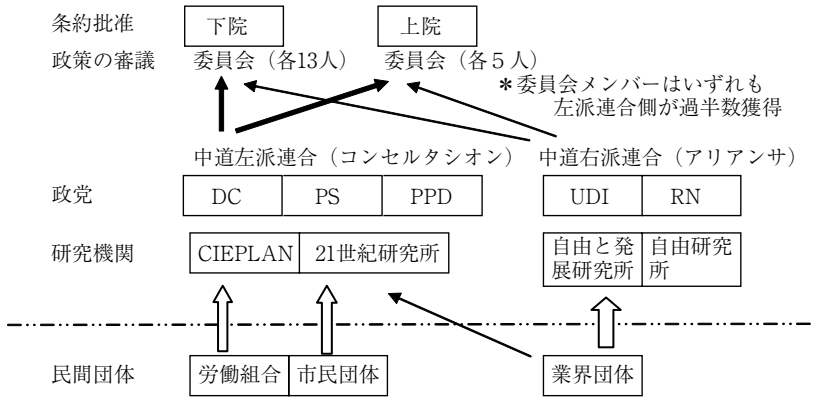
通商交渉における大統領権限が強いために、国会の役割は比較的小さいといえる。1990年代にメキシコ、ベネズエラ、コロンビア、エクアドルと締結されたACEは新たな条約ではなく、1980年に締結されたALADIの実施の一部と解釈され、立法府の批准は必要とされなかった。しかし、メルコスールとのACEでは、影響を受ける国内の多くの業界から強い要求があり、初めて国会での議論と批准がなされた。これ以降、二国間通商条約に対し、国会の批准が必要となっている。

政治家は、近年通商政策に対する発言を強めている。とくに中道右派政党連合のアリアンサ（Alianza por Chile）は、中道左派政権への批判の対象として、通商政策を取り上げている。アリアンサを形成する民主独立連合（UDI）は「自由と発展研究所」、国家革新（RN）は「自由研究所」という、それぞれ自由主義イデオロギーの強いシンクタンクを有し、マスメディアを通じて自由貿易と国際経済への統合の主張を繰り広げている。一方、中道左派政党連合のコンサルタシオンは、主要な論客が政府に入っていることもあり、通商政策についての主張は少ない<sup>(6)</sup>。

国会における議論は、上院、下院それぞれに設けられた委員会が中心となる。上院の委員会は5名、下院は13名の委員からなり、審議事項は過半数で承認される。現在、いずれの委員会もコンサルタシオンが過半数を



図3 通商政策にかかわる立法府、政党



(出所) 筆者作成。

有しており、とくに通商委員会は慣例的にキリスト教民主党 (DC) が支配しつづけている。交渉中の FTA についても外交や農業など各関連委員会において閣僚や学者が召喚され、議員による議論が戦わされる (図3)。

### 3. 民間部門

チリの通商交渉の特徴として、政府と企業家の強い関係をあげることができる<sup>(7)</sup>。経済問題に関する政府と民間の主要な対話は、業界団体を通じて行われるが、これは、業界団体が高い政策提言能力を有しており、政府がこれに対応する姿勢を示しているためである。

業界団体は政策提言能力を高めるために多くの努力を払っている。表4にはチリの業界団体をあげてあるが、最大の業界団体であるチリ製造業振興協会 (SOFOFA) は、通商部を創設するにあたって、元 DIRECON 職員を雇用し 10 数名の専門家を抱える大規模な組織を作った。また全国農業協会 (SNA) も同様に通商専門部署を設置している。サンチャゴ商工会議所 (CCS) はサービス貿易企業委員会を設置し、サービス貿易を行う企業の業界団体となっている。また工業製品輸出協会 (ASEXMA) は、

表4 チリのおもな業界団体

分野	名称	設立年	メンバー	通商政策の優先的課題
頂上団体	CPC (製造通商連合会)	1935	全世界	
輸出業者	CNE (全国輸出協会)	1988	非伝統的輸出産品関連業界	市場アクセスと紛争処理
農業	SONEMI (鉱業協会)	1883	鉱業関連民間企業組合	
	SNA (全国農業協会)	1838	農業関連企業全体	市場アクセス
工業	CPA (農業生産連盟)	1960年代	中部の伝統的農業生産者 (大・中規模企業)	
	CAS (南部農業企業連合)	1944	南部の農業生産者 (中規模企業)	
	Asociacion Exportadores (輸出協会)	1935	果実輸出企業	
	FEDEFruta (果実生産連盟)	1985	果実生産企業	
	Chilealimentos (チリ食品協会)	1943	農産物輸出企業	
	FEPACH (チリ食品加工工業連盟)	1990	農産品加工企業	関税の引き下げと農業補助金の見直し
	ワイン輸出業者協会	1947	輸出ワイン業者	
	CORMA (チリ木材組合)	1952	林産品企業および専門家	市場アクセス
	SOFOFA (チリ製造業振興協会)	1883	工業関連企業団体 (大企業)	関税引き下げと基準の見直し
	ASEXMA (工業製品輸出協会)	1985	非伝統的工業製品輸出企業	二国間条約推進
サービス	SONAPESCA (全国漁業協会)	1949	輸出水産加工品企業	市場アクセス
	ASIMAD (木材産業協会)	1937	木材産業企業 (中小企業)	市場アクセス
	ASIMPRES (チリ印刷業協会)	1930	印刷業関連企業 (中小企業)	非関税障壁撤廃
	INTECH (チリ繊維協会)	1961	繊維・織物企業	二国間条約推進
	SalmonChile	1986	サケ・マス養殖・加工企業	市場アクセス
	APA (チリ養鶏業協会)	1992	養鶏企業	市場アクセス
	ASIMET (金属・金属機械工業協会)	1938	金属・金属機械関連企業	自動車部門協定と原産地規則
	商業・サービス・観光会議所	1858		
	CCS (サンチャゴ商工会議所)	1919	サービス輸出企業	生産要素 (労働・資本) の自由化
	CCHC (チリ建設会議所)	1951	建設関連企業	
銀行協会	1945	銀行	サービス貿易の自由化	

(出所) Silva [2001: 38] をもとに加筆。

中小企業の連合体である (Silva [2001])。

業界団体の頂上団体として製造通商連合会 (CPC) があるが、これまで通商交渉では大きな役割を果たしてこなかった。チリの業界団体は主として部門別に活動しており、通商政策のように各部門で利害の違いが大きい場合には、頂上団体は調整役の域を出ることができないためである。この点が、メキシコのような頂上団体が強く、その傘下の部門別業界団体の意見を集約する国とは、政策過程への関与の仕方が大きく異なっている。

1990年代初めは、政府と民間団体との交流は非公式的であり、海外での通商交渉に民間企業は任意で随行した。1995年に民間部門参加委員会 (Comité de Participación del Sector Privado) という諮問機関が設置され、業界団体、労働組合代表、学者が参加した。この委員会は、経済大臣が議長となり、政府から各省庁と DIRECON が進行中の通商交渉に関して民間に情報を伝え、政府と民間が意見交換する主要な場となった。通商交渉における政府と民間の強い関係は、政府の交渉団に民間企業が随行し、交渉の過程をつぶさにモニターすることによって築かれた。彼らは交渉団の滞在するホテル部屋のすぐ近くに別室をとるほどの緊密さから、「隣室」(Cuartos adjuntos) と呼ばれる。ただし、政府交渉団が協議内容の開示を拒んだり、情報開示に多くの制約がある場合には、強い軋轢あつれきが生まれるケースがある。

一方、対外交渉における労働組合の発言力は、非常に限られている。軍政時代 (1973～89年) に労働組合の活動が暴力的な手段で押さえつけられてきた経緯もあるが、20%以下という組織率の低さなど構造的な問題も抱えている。1990年代の初めには、対外交渉において労働組合はほとんど関与していなかったが、2000年代初めのEUとのFTA交渉でようやく労働者統一連盟 (CUT) の代表が「隣室」に参加するようになった。これ以降、条約に労働や社会政策の条項が盛り込まれるようになる。しかし政府は、CUTの意見集約や代表としての機能を依然として低く評価している。このため、CUTは交渉相手国の強力な労働組合と手を組んでお互いの政府に圧力をかけるという戦略をとっている。米国とのNAFTA交渉では、アメリカ労働総同盟・産業別組合会議 (AFL-CIO) と共同で、

合意文書に労働・環境状況を盛り込ませた。

市民団体の運動には、ほかに環境団体の活動がある。1990年代に環境問題への意識が高まり、活動家により多くのNGOが設立された。民政移行後初のアイルウィン政権下では、140の環境団体が集まって全国環境運動会（RENACE）が設立され、国政への発言力に期待が高まった。しかし、実際には政府の政策への影響力は限られたものであり、これまでのところ通商政策への関与はほとんどみられない（Porras [2003]）。

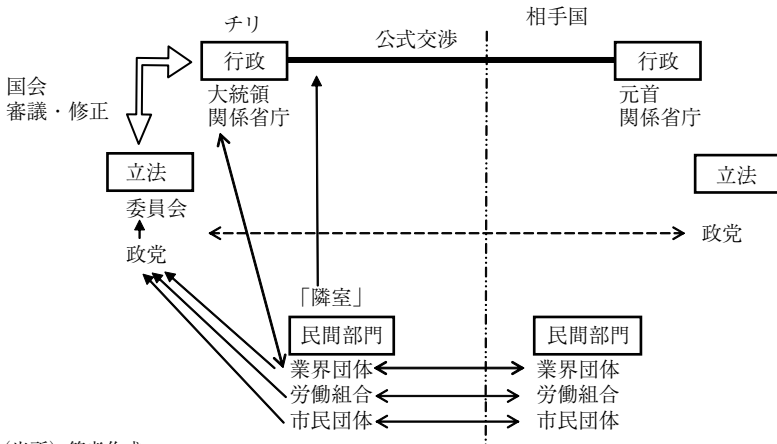
#### 4. 交渉戦術

チリのFTAは、大統領や有力政治家による外交上の合意という形で開始されることが多い。その後、産学官共同研究会により物品貿易、サービス、投資、センシティブ分野についてFTAの効果分析がなされる。この報告を受けて、DIRECONが主体となり、相手国カウンターパートとの交渉を行う。チリの交渉における特徴として、DIRECONや大蔵省、経済省、農業省といった関係省庁の担当者に業界団体の代表が随行し、交渉プロセスの逐次報告を受け、関係分野における交渉材料を提供すると同時に業界の調整を図る、という体制をとっている点あげられる。

この公式交渉の間に、本国においては交渉委員会で関係省庁による交渉の進捗状況の分析がなされ、さらに国際通商交渉関係省庁委員会で、全省庁間の調整が図られる。同時に、業界団体を中心とした民間団体に対しては、民間部門参加委員会を通じて情報の共有と意見交換がなされる。さらに、国際的な政党関係を通じた調整<sup>(8)</sup>や、商工会議所を通じた両国の業界団体同士の会合、さらに労働組合や環境団体といった民間団体も相手国カウンターパートと接触し、FTA政策過程に影響を与えている（図4）。

協定については、主としてどれだけ相手国から市場アクセスを引き出せるかが鍵となる。チリは銅や伝統的一次産品の輸出に依存した経済発展の構造を転換するために、「第2段階の輸出戦略」を政策目標に掲げており、新たな一次産品および関連加工品の輸出を積極的に促進している。そのため、とくに農水産品分野での新たな市場の開拓と市場アクセスの確保が重

図4 チリにおける FTA 交渉のアクター



要になっている (Silva [2001])。交渉に「隣室」と呼ばれる業界団体が随行するのは、政府の「第2段階の輸出戦略」と業界の意向が一致しているためである。とくに、市場アクセスに関心の高い農業団体の SNA や林産業関連の CORMA、製造業全体の SOFOFA、ワイン輸出業者協会、食肉協会は交渉に積極的に関与している。

交渉戦術では、わずかに残る保護分野が取引材料として重要になる。すでに関税が一律フラットであり、関税率も6%と低いため、これまで国内における自由化反対勢力はほとんどないとされてきた。しかし、外国からの市場アクセスを獲得するため、これまで重視されてこなかった小生産者保護がむしろ強調されている。価格バンド制を敷いている小麦、小麦粉、食用油、砂糖の4品目については、小規模農家保護を根拠とした強力なロビイングが展開されている<sup>(9)</sup>。またペルーとの国境近くにあるチリ北端の地方都市アリカにおいて地域振興を目的とした自動車産業保護があり、1社しかないにもかかわらず、交渉材料となっている。これらの品目で譲歩を示すことで、相手国への市場アクセスを引き出すという交渉戦術がとられている。

### 第3節 日本チリ EPA 交渉の事例

#### 1. 経緯

チリと日本の自由貿易協定は、1999年11月にチリのバルデス外相が来日した際に、日本貿易振興会（ジェトロ）に共同研究の実施についての提案がなされたことが発端になっている。その後2000年2月チリ外務省のハラ国際経済関係次官（当時）からの申し入れを受けて、5月にジェトロ内に日智自由貿易協定研究会が発足し、チリ側ではDIRECONが研究会を発足させ、両研究会は並行して会議を重ね報告書をまとめた。この報告書で両研究会は、二国間の経済関係強化のために包括的なFTAを早期に締結することを提言している（日智自由貿易協定研究会[2001]）。

しかしながら、この後日本国内での意見調整が大幅に遅れた。とくに「報告書」でもセンシティブ品目として提示されたサケ・マスなどの水産品、ブドウ、リンゴ果汁などの農産品、合板、集成材、パーティクルボードなどの林産品について、業界団体を通じた政治的圧力が強まり、調整が困難を極めている。一方チリ側はこの間、EUや米国といった大きな貿易相手国とのFTA締結に成功し、さらに韓国や中国とのFTAも早期締結にこぎつけた。日本企業はチリ進出企業を中心に、主として韓国チリFTA締結による貿易転換効果のために韓国製の自動車や家電製品輸入が急増し、日本の輸出企業が相対的に不利になることに危機感を強めた。日本企業は、日智商工会議所や日智経済委員会などを通じ、政府に対してチリとのFTA交渉を早期に開始するよう度々要求を出している。

チリのラゴス大統領は、FTAの活用による積極的な国際経済関係の拡大を基本政策としていた。小泉首相に対して2002年の首脳会談、2003年の訪日時など折にふれて対日FTA締結の希望を表明している。2004年11月22日に小泉首相とラゴス大統領は、経済連携協定（EPA）締結の可能性を検討するため、両国の産学官による「共同研究会」を立ち上げることで合意した。報告書は2005年11月にまとめられ、市場アクセスだけでなく、原産地規則、関税手続き、貿易救済措置、投資、サービス、政

府調達，知的財産，人の移動，競争政策，貿易の技術的障害，紛争の回避および処理，法律事項，ビジネス環境整備といった包括的なテーマで検討が行われた。これらの議論をふまえ，両国間のEPAが緊密な経済関係を幅広い分野において一層発展させることに寄与すると結論づけ，二国間EPA交渉の開始を提言している。

二国間交渉は，国際貿易・経済担当大使ほか日本の関係省庁の代表と，チリ側から外務副大臣（国際経済関係担当）をはじめ関係省庁の代表により，東京とサンティアゴにおいて交互に開催されている。2006年8月28日から9月1日に開催された第4回会合において市場アクセスについてはほぼ合意に達し，9月22日に小泉首相による大筋合意歓迎の談話が出されている。

2007年3月27日に，日本チリEPAの署名が行われた。協定文書では，日本からチリへの自動車・一般機械，電気電子製品など鉱工業製品の即時関税撤廃が決まり，協定発効とともに，輸出額の99.8%が無税となる。一方チリから日本への輸出は，精製銅が10年間で段階的関税撤廃となり，農林水産品でもサケ・マスが10年，ワイン（ボトル入り）が12年の段階的関税撤廃，牛肉・豚肉・鶏肉は関税割当が設定され，無税となるのは90.5%にとどまる。協定は2007年9月3日に発効する。

## 2. 評価

2001年の報告書（日智自由貿易協定研究会[2001]）によると，両国間の関税撤廃により高い貿易拡大効果が見込まれる。日本側の推計では，チリから日本への輸出額は10.6%増，逆に日本からチリへの輸出は58.7%増となっている。チリから日本への輸出を品目別にみると，農産品関連が45.2%，漁業が34.4%，食品加工品が33.6%の増加である。日本からの輸出については，貿易転換効果が大きく，自動車や超大型タイヤ，オーディオ・ビジュアル機器，プラント・ビジネスといった，FTA未締結による実害の大きい産業があげられている。一方で，サケ・マス・ウニなどの水産品，ブドウ・リンゴ果汁といった農産品・同加工品，銅地金がセンシティブ

ブ品目として指摘されている。

新たに2005年に発表された「日本チリ経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）共同研究会報告書」でも同様の効果が指摘されている。ここでは、チリから日本への輸出額は15%、日本からチリへは42%の増加を見込んでおり、また国民所得との関係では、チリのGDPを0.49%、日本のGDPを0.002%引き上げる、としている。また、新たにセンシティブ品目として、水産業ではIQ品目<sup>(10)</sup>、合板、集成材、パーティクルボードなどの林産品、柑橘類、チョコレート、乳製品など農産物・加工品を加えている。

EPA交渉の過程では、やはり農林産品が焦点となった。当初DIRECONは、チリの主要輸出農産物である果実や野菜、ワインについて、日本は輸入国であり季節も逆であるため大きな問題ではなく、またコメについては除外品目とするため、比較的容易に交渉をまとめることができると考えていた<sup>(11)</sup>。しかし、市場アクセスが議題にあがった第3回交渉の内容が明らかになると、チリ国内での反発が強くなっている。日本からチリへの輸出に対しては、輸出品目のほぼ99.8%が無税になるのに対し、チリからの輸出に対しては90.5%にとどまり、また関税引き下げ除外品目になった多くが、チリが輸出を伸ばしたい一次産品やその関連加工産品であることが原因となっている。

日本とのEPA交渉においても、過去の二国間協定交渉と同様、業界団体と政府の緊密な関係がみられた。「共同報告書」の作成には、頂上団体のCPCや、漁業、林業、工業といった部門別業界団体、さらにサケ、鶏、ワインといった特定産品の業界団体が入って実質的な業界内の意見を調整している。政府交渉団に随行する「隣室」として、CPCやSOFOFA代表がかかわっている。

しかし、対日交渉では農産品の市場アクセスについて「隣室」への情報提供、調整がなかったことに対し、強い反発が起きている。農業団体のSNAは、オレンジ、ミカンが除外品目になったことに強く抗議しており、また、酪農輸出協会は乳製品の除外決定に対して政府を非難している。さらに食品業界団体のチリ食品協会はチョコレート、リンゴ果汁、リンゴ



ペースト、トマトペーストの除外を不当としている。政治力の強いSNAは、農業州である第10州選出の与党議員であるフレイ（Eduardo Frei）元大統領と有力野党議員のアジャマンド（Andrés Allamand）を通じて、上院農業委員会の場で外務大臣、農業大臣、DIRECON局長に対し協定の見直しについて働きかけを行った<sup>(12)</sup>。最終的に、大統領の政治的な判断で協定は11月に合意に達し、2007年3月に署名され、議会の批准を経て、9月3日に発効されることとなった。

#### 第4節 まとめ

本章では、チリの二国間通商政策について、政策の形成とこれにかかわるアクターに焦点を絞って分析した。チリはいち早く二国間協定重視の通商政策へ転換し、すでに主要貿易相手国との「FTAの網」を構築している。これにより、多くの地域貿易圏が成立するなかで、世界各国との輸出入や投資の増加を可能にしている。

経済政策の転換は、チリの通商政策にかかわるアクターにも大きな変化をもたらした。ピノチェト大統領の下では政府が一方的に政策決定していたが、民政下では外務省だけではなく、大蔵省、経済省、農業省を中心とした省庁間の調整、あるいは民間との情報・意見交換が重視されるようになっていく。1990年代から二国間交渉の経験が蓄積されることによって、政策決定のプロセスが制度化されてきた。

チリの通商政策における最も大きな特徴は、いくつかの業界団体が交渉過程に深く関与している点あげられる。事前のFTA研究会への参加や、公式交渉への随行による政府との情報交換、国会の委員会を通じた政治家への影響力の行使、またはメディアなどを使った意見表明など、さまざまな形で政策決定に影響を及ぼしている。対日EPA交渉では、とくに農業部門の開放が焦点となっているが、協定の大筋合意前後にかけて農業団体の強い政治的圧力が行使されている。メキシコなどと異なり、頂上団体が業界団体全体の意見調整に積極的でないことが、このような関係業界ごと

の活動を活発にさせていると考えられる。

すでにほとんどの通商相手国と FTA が締結されているが、アメリカにおけるセーフガード発動など、FTA の運用にあたっては多くの問題を残している。さらに、輸出品の付加価値を高めるという「第 2 段階の輸出戦略」は端緒についたばかりであり、いまだ具体的な成果は少ない。しかし、経済規模の小さいチリにとって自由貿易体制の維持が国の発展の基幹であることに変わりはなく、すでに締結された FTA を今後どのように活用していくかが大きな課題といえる。

#### 〔注〕

- (1) チリの輸出振興機関である ProChile による分類で、銅、モリブデン、金鉱石、銀鉱石、鉄、硝石、酸化物、メタノール、パルプ、木材、魚粉以外の輸出品目を指す。
- (2) チリの経済政策の転換については多くの文献があるが、政治経済的な観点から長期的に分析したものとしては、Meller [1996] を参照。
- (3) アジア危機による輸出の減少が顕著になった 1999 年からは、一方的(ユニラテラル)な自由化が進められ、2003 年の 6% に至るまで年率 1% ずつ切り下げる政策がとられた。よって、現在ほぼすべての品目に 6% の関税が適用されている。
- (4) メルコスールは、1995 年にブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの 4 カ国によって発足した統合体で、4 カ国域内の貿易は原則自由、第三国に対し共通の関税政策をもつ関税同盟である。詳しくは、堀坂 [1998] を参照。
- (5) 対象品目の許容価格幅を設定し、最高価格で輸入した場合は差額分を関税額から控除、最低価格以下で輸入した場合は差額を一部関税として賦課する、というもの。ほとんどの物品がバンド以下の輸入価格であるため、実質的に国内産業保護になっている。
- (6) 近年、最大政党のキリスト教民主党が有している「CIEPLAN」や社会党が設立した「21 世紀研究所」が、政府を退いた政治家を中心に再び調査・普及活動を活発化させている。
- (7) シュナイダーは、経済政策に対して業界団体が強い影響を与えるチリを、メキシコと並んで「ネオ・コーポラティズム」が強い国とした (Shneider [2004])。
- (8) ヨーロッパのキリスト教民主党関係および社会党国際会議等で、チリと他国の政治家との頻繁な接触がある。EU との FTA では、ドイツとチリのキリスト教民主党の関係が強く作用したといわれる (Porras [2003])。
- (9) 価格バンド制は、国際価格の変動による国内生産者の影響を軽減するためのものであったが、実際には、農業団体や大手加工業者によって譲許価格幅は高く設定され、農業保護の目的で利用されている (フィッシャー [2003])。
- (10) 輸入割当制となっているニシン、ノリ、サバ、イワシなど沿岸漁業産品 19 品目。
- (11) El Mercurio 紙 2005 年 7 月 7 日。
- (12) El Mercurio 紙 2006 年 10 月 6 日。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 日智自由貿易協定研究会 [2001] 「日智自由貿易協定研究会報告」日本貿易振興会。  
日本チリ EPA/FTA 共同研究会 [2005] 「日本チリ経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) 共同研究会 報告書」。
- 堀坂浩太郎 [1998] 「メルコスル、その統合と拡大のダイナミックス」(浜口伸明編 『ラテンアメリカの国際化と地域統合』 アジア経済研究所)。
- フィッシャー、ロナルド [2003] 「チリにおける貿易自由化、発展、政策」(西島章次、細野昭雄編 『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』 神戸大学経済経営研究所双書 62 号)。
- 細野昭雄 [1995] 『APEC と NAFTA』 有斐閣。  
—— [2001] 『米州におけるリジョナリズムと FTA』 研究叢書 59 号, 神戸大学経済経営研究所。

### 〈外国語文献〉

- DIRECON [2006a] “Comercio exterior de Chile, Tercer trimestre 2006,” Noviembre 2006.
- DIRECON [2006b] “Evaluación comercial acuerdo Chile-Unión Europea, Mayo 2006.”
- DIRECON [2006c] “Evaluación tratado de libre comercio entre Chile y EE.UU. 2005,” Marzo 2006.
- DIRECON [2006d] “Evaluación del segundo año de vigencia del tratado de libre comercio entre Chile y Corea del Sur,” Abril 2006.
- Fuentes, Claudio [2006] “La apuesta por el ‘poder blando’: política exterior de la concertación 2000-2006,” en Robert Funk ed, *El gobierno de Ricardo Lagos: la nueva vía chilena hacia el socialismo*, Santiago: Universidad Diego Portales.
- Hachette, Dominique [2000] “La reforma comercial,” en F. Larraín and R. Vergara, ed., *La transformación económica de Chile*, Santiago: CEP.
- Kuwayama, Mikio [2003] “Comprehensiveness of Chilean FTAs,” in Jiro Okamoto, *Whither Free Trade Agreements?*, IDE Development Perspective Series, No. 2, IDE-JETRO.
- Meller, Patricio [1996] *Un siglo de economía política chilena (1890-1990)*, Santiago: Editorial Andrés Bello.
- Porras, José Ingacio [2003] “La estrategia chilena de acuerdos comerciales: un análisis político,” en *Serie Comercio Internacional* 36, Santiago: CEPAL.
- Sáez, Sebastián & Juan Gabriel Valdés [1999] “Chile and Its ‘Lateral’ Trade Policy,” *Cepal Review* 6, ECLAC.
- Shneider, Ben Ross [2004] *Business Politics and the State in Twentieth-Century Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Silva, Verónica [2001] “Estrategia y agenda comercial chilena en los años noventa,” *Serie Comercio Internacional* 11, Santiago: CEPAL.
- Valdés, Juan Gabriel [1995] *Pinochet's Economists: The Chicago School of Economics*

*in Chile*, Cambridge University Press.  
van Klaveren, Alberto [1998] "Inserción internacional de Chile." Cristián Toloza y  
Eugenio Lahera ed., *Chile en los noventa*, Santiago: DOLMEN.